

社会福祉法等の一部を改正する法律の改正事項 (平成28年4月1日施行分)について

社会福祉法等の一部を改正する法律の主な改正事項（平成28年4月1日施行分）

一 社会福祉法人改革

①事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置き・閲覧	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、 ③貸借対照表、④収支計算書、 ⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、 ③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

②財務規律の強化 (適正かつ公正な支出管理の確保)

- 役員等関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準の省令への位置付け

③地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

④行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備 等

二 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し 1

事業運営の透明性の向上について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

財務規律の強化（役員等関係者への特別の利益供与の禁止）

改正法の内容

- 改正法では、公益法人と同様、評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないこととしている。

◎改正法第一条による改正後の社会福祉法（平成二十六年政令第四十五号）（抄）
（特別の利益供与の禁止）

第二十六条の二 その事業を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

政令の内容

- 政令で定める特別の利益供与を与えてはならない法人の関係者は、公益法人と同様、以下の者とする。

- ① 評議員、理事、監事、職員、設立者
- ② ①の者の配偶者又は三親等内の親族
- ③ ①、②の者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ②、③以外に、①の者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

◎社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）（抄）
（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

財務規律の強化（会計基準の省令への位置付け）

（改正法の内容）

- 改正法では、平成28年4月1日から、
 - ①厚生労働省令で定める基準に従い会計処理を行わなければならない
 - ②厚生労働省令で定めるところにより会計帳簿を作成しなければならないこととされている。

（会計基準省令の考え方）

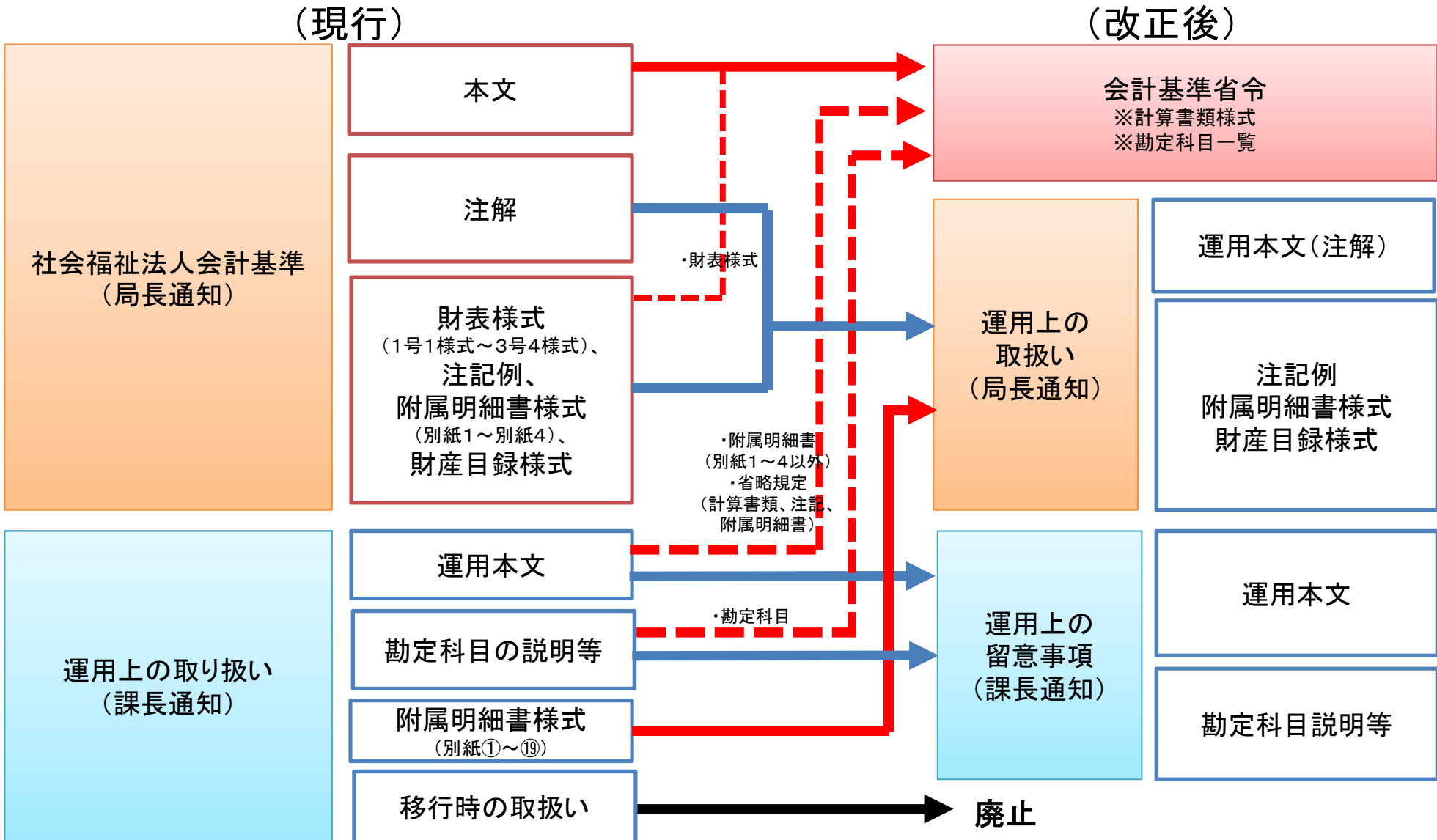
- 現行会計基準（局長通知等）の記載内容を省令に移行。

- 会計処理の方法等について、変更は生じない。

（※）省令には、会計の一般原則や計算書類の構成等、基本的な事項のみを記載予定。

（※）現行の社会福祉法人新会計基準には、平成24年度から移行。経過措置期間を経て、平成27年度に全ての法人が新会計基準に移行。

会計基準省令化について（イメージ）



地域における公益的な取組を実施する責務について

福祉ニーズの
多様化・複雑化

- 社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度(=社会福祉事業)では十分に対応できない者(※)に対する支援の必要性が高まっている。

※生計困難者、独居高齢者、認知症高齢者 など

社会福祉法人
の役割

- 多様化・複雑化する地域の福祉ニーズに対しては、様々な事業主体が各々の創意工夫により、それぞれ対応していくことが必要。
- その中で社会福祉法人については、その本旨に従い、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。

社会福祉法人
の本旨

- 社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人(社会福祉法第24条)

社会福祉法人の
本旨に基づき
無料又は低額な料
金により福祉サー
ビスを提供する
責務の新設

- 営利企業等では実施することが難しく、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービスを供給すること、すなわち、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金により供給する事業の実施が求められる。

※現行制度においても、社会福祉法人は、高齢者の生活支援、成年後見人受任事業など様々な事業を、無料又は低額な料金により展開している。

- 規制改革実施計画(閣議決定)においては、こうした社会福祉法人の在り方を徹底する観点から生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施の義務付けを求めている。

⇒ **日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置付け**

行政の関与の在り方について①（社会福祉法人に関する指導監督の見直し）

- 社会福祉法等の一部を改正する法律においては、所轄庁による指導監督の機能強化を盛り込んでいるところ。

主な内容（平成28年4月1日施行）

〔所轄庁による立入検査〕

- 所轄庁による立入検査に関する規定（罰則あり）の整備（改正法第56条第1項～第3項及び第133条第7号）

〔勧告及び公表〕

- 柔軟かつ機能的な指導監督を行うために勧告・公表に関する規定の整備（改正法第56条第4項及び第5項）

〔所轄庁と関係都道府県等の協力〕

- 関係都道府県等（法人の事業所等の所在地の都道府県・市町村であって、当該法人の所轄庁でないもの）は、法人に対して適当な措置をとる必要がある場合には、所轄庁に対して意見を述べることができる。（改正法第57条の2第1項）
- 所轄庁は、指導監督に必要がある場合には、関係都道府県等に対して、資料の提供等の協力を求めることができる。（改正法第57条の2第2項）

〔国及び都道府県の支援〕

- 国は都道府県及び市、都道府県は市に対して、法人の指導監督に関し必要な助言、資料の提供等の支援を行うよう努める。（改正法第59条の3）

※ 現在、国が所管する法人については、法人の主たる事務所の所在地の都道府県を經由して、定款変更等の手続をしているところであるが、改正法において、当該手続は廃止される。

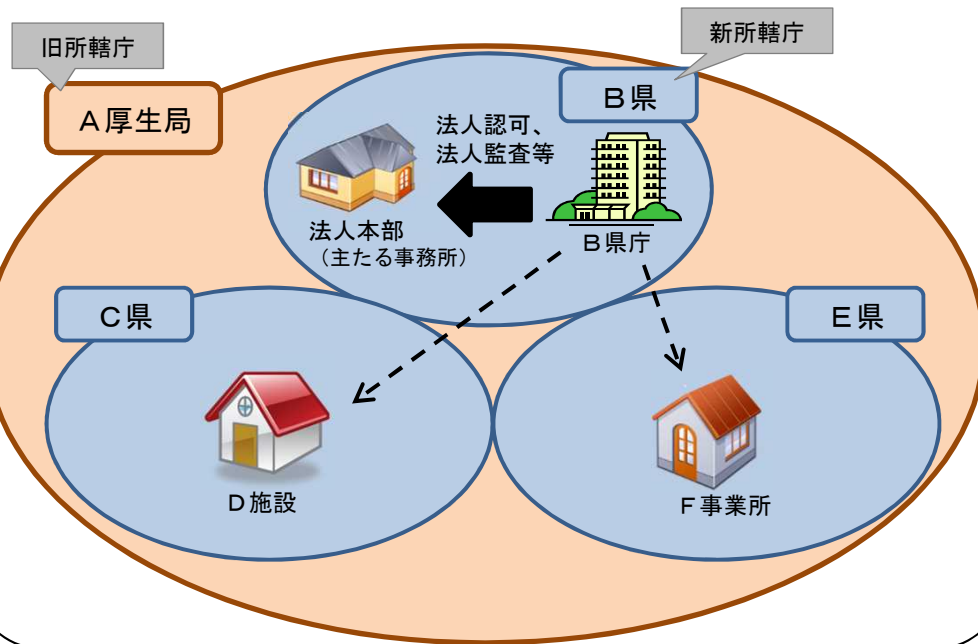
行政の関与の在り方について②（社会福祉法人に関する認可等の権限移譲）

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を受け、社会福祉法等の一部を改正する法律に下記の内容を盛り込んでいるところ。

【地方厚生局 → 都道府県】

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲

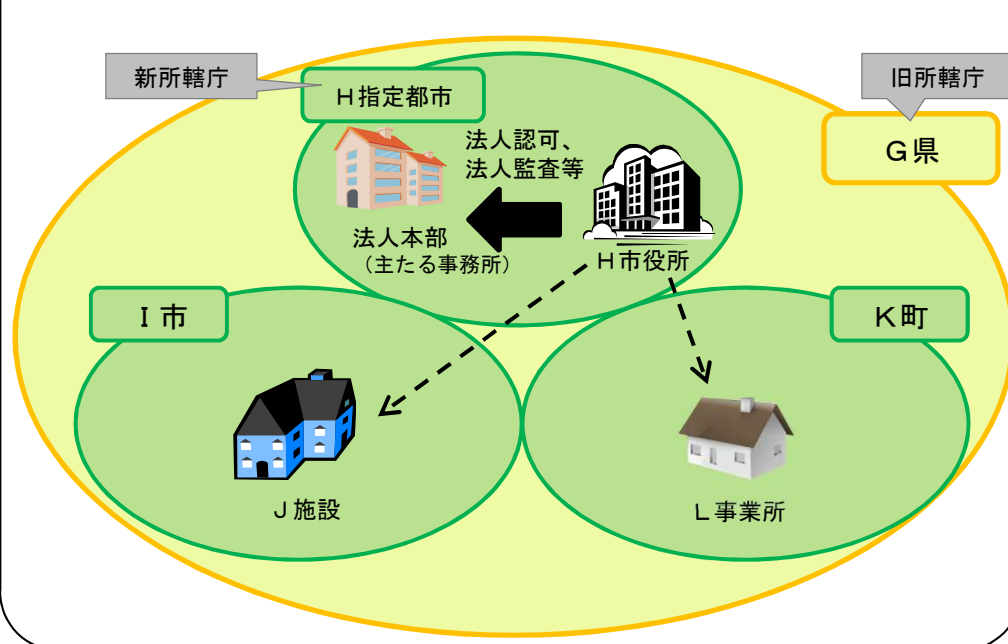
対象法人数：440法人（H27.3.31時点）



【都道府県 → 指定都市】

- 都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲

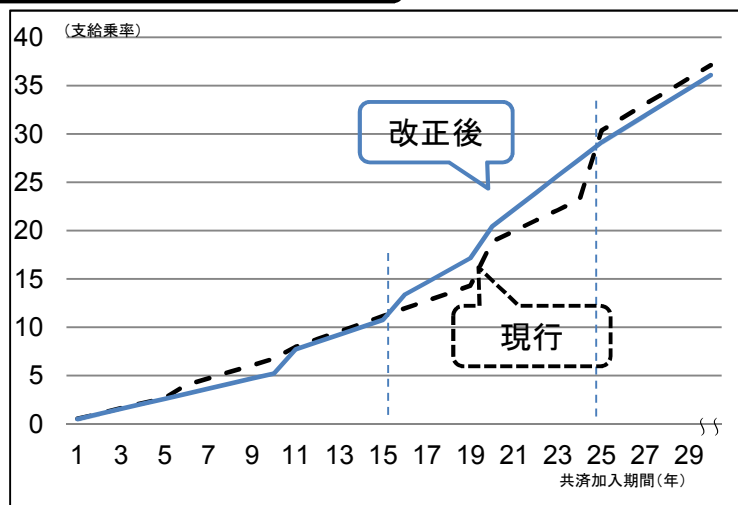
対象法人数：318法人（H27.3.31時点）



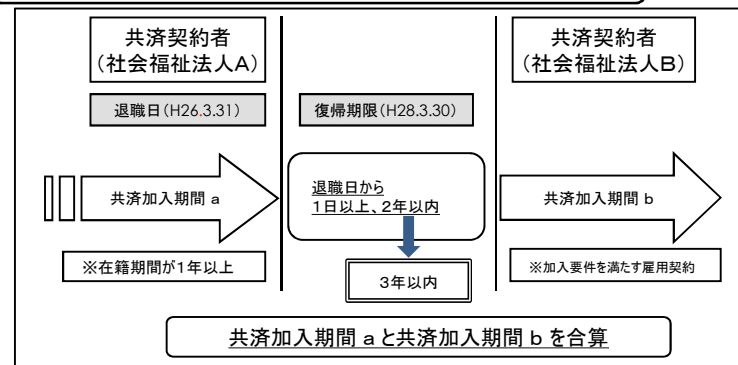
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットिंगの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

① 給付水準の見直し



② 共済加入期間の合算制度の充実



③ 公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し
給付水準		1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算		退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国1/3、都道府県1/3)	介護	廃止	—
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状	廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入
	保育	・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中	公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中